



令和7年度
豊島区民による

事業提案制度

- 豊島区では、令和8年度に実現してほしい事業提案を、区民の皆様から大募集しています。
- 日頃の暮らしの中で感じる課題など、それぞれの視点からご提案いただき、その後、区民の皆様による投票を実施します。
- 皆様の積極的なご提案をお待ちしています！

募集期間

令和7年 **5月1日**（木）～**6月13日**（金）

提案できる
個人・団体

【個人での応募】 豊島区内に在住・在勤・在学の方 ※年齢制限はありません
【団体での応募】 豊島区内に拠点を有する企業・団体・学校等

上限額

1つの提案につき、**1,000万円**（単年度事業）



募集要領、募集テーマ等は中面及び裏面をご確認ください。

豊島区民による事業提案制度 実施要領

1.目的	豊島区（以下「区」という。）は、予算編成過程に区民一人ひとりの声を直接反映させることで、従来の発想にとらわれない新たな視点から区政課題の解決を図るとともに、区民による区政参画をさらに進めることを目的として、豊島区民による事業提案制度（以下「本制度」）を実施する。
2.提案事業の要件	(1) 提案事業については、区政に関わる諸課題を対象とする。ただし、募集時において、区が事業の対象範囲を定めた場合は、定めのとおりとする。 (2) 1事業に係る上限額は1,000万円とする。 (3) 原則として、単年度事業であるものとする。
3.提案事業から除外するもの	次の(1)から(9)までのいずれかに該当すると認められるものは、提案事業から除外する。 (1) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの (3) 現金給付又は施設整備を目的とするもの (4) 公序良俗に反するもの (5) 4で定める要件を満たさない者が提案したもの (6) 6で定める提案方法によらずに提案されたもの (7) 区の施策として既に存在していると認められるもの (8) 事業実施が不可能なもの (9) その他、提案事業としてふさわしくないもの
4.提案することができる者	提案することができる者（以下「提案者」という。）は、次の（1）から（3）のいずれかとする。 (1) 区内に住所を有する者 (2) 区内へ通勤・通学している者 (3) 区内に活動拠点を有する法人又はその他の団体
5.提案者から除外する者	次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、提案者からは除く。 (1) 豊島区職員 (2) 豊島区議会議員 (3) 豊島区暴力団排除条例（平成23年豊島区条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者
6.提案方法	提案者は、別に定める募集期間中に、次の(1)または(2)の方法により、提案を行うものとする。 (1) インターネットによる提出 区公式ホームページに掲載する専用の応募フォームへ入力し、送信する。 (2) 郵送による提出 「豊島区民による事業提案制度 提案様式」に必要な事項を記載し、区が指定した宛先へ郵送する。 【提出先】〒171-8422豊島区南池袋2-45-1 豊島区政策経営部企画課政策経営グループ 宛

**皆さんからのたくさんの提案を
楽しみにしています !!**



豊島区PRキャラクター「としまなまる」

7.提案内容の審査、投票対象事業の決定	区において提案内容を審査し、区民による投票の対象となる提案（以下「投票対象事業」）を決定する。なお、提案内容の審査結果や選定経過などに対する個別の回答は行わないものとする。 (1) 一次審査 本制度の趣旨に沿った提案となっているか。3に掲げる除外すべき項目に該当していないかを確認する。 (2) 二次審査 次に掲げる各項目に着目して審査する。 ① 課題設定：課題設定が明確であるか。また、提案がその解決策としてふさわしいものであるか。 ② 独創性：区の実現に見られない独創性と新たな視点が認められるか。 ③ 波及力：事業を行うことで、区民に対して大きな効果が見込まれるか。 ④ 経済性：想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか。 ⑤ 公共性：区が行うべき公共性を有したものであるか。
8.区民による投票	7において決定した投票対象事業について、区民による投票を行い、投票結果を踏まえ、予算案に計上する事業を区長が決定する。 (1) 投票することができる者 ① 投票することができる者（以下「投票者」という。）は、別に定める投票期間の最初の日において、区内に住所を有する個人とする。 ② 5に掲げる者は、投票者から除外する。 (2) 投票方法 投票回数は、区民一人につき一回までとし、投票は取消不可とする。 (3) 提案者への規制 提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできない。投票対象事業の提案者は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。
9.結果の公表	予算案に計上する事業は、予算案の発表時に区長が公表する。
10.提案の取扱い	事業内容は、提案の趣旨を踏まえた上で、区が修正・変更を行う場合がある。
11.議会の議決	事業は、豊島区議会における予算の議決をもって確定する。
12.権利の帰属	本制度に基づいて予算案に計上された事業に係る権利は、全て区に帰属するものとする。なお、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。
13.費用	本制度にかかる提案・投票にかかる通信料その他の経費は、提案者及び投票者の負担とする。
14.個人情報の取扱い	本制度により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に処理する。
15.その他	この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

【その他注意事項】

○選定された提案は、豊島区において予算化し、事業を実施します。

（提案者に対し、事業実施に要する経費を交付するものではありません）

○事業実施にあたり、契約が必要となる場合は、別に公正かつ適正な契約事務（入札等）によって契約先を選定します。

（提案者が契約先として選定されることを約束するものではありません）

募集テーマ

今年度の募集テーマは以下の2点です。いずれかを選択のうえ、豊島区に新たに事業化してほしい取り組みについてご提案ください。

✓ 多様性の尊重・多文化共生



豊島区にはジェンダーや国籍、障害の有無など様々な違いを持った方々が共に暮らしています。互いの違いを認め合い、一人一人が持つ力を十分に発揮でき、自分らしく暮らせるまちづくりを進めていくために、平和と人権の尊重や、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントの推進、外国人の活躍推進などの区が実施すべき取組を募集します。

✓ ころと体の健康づくり



年代・性別ごとに健康課題は様々です。また、精神の不調や疾患を抱える方も増えています。老若男女問わず、誰もがいきいきと暮らし続けられるよう、若い世代の健康意識の向上や、ライフステージに応じた健康づくりの充実、ころの健康への理解促進と相談しやすい体制づくりなどの区が実施すべき取組を募集します。

※営利目的、政治活動、宗教活動、現金給付、施設整備を目的とする場合などは対象外となります。（詳細中面）

事業化までの流れ

6/13まで

提案募集

インターネットまたは
郵送で提案を募集



6月中旬
～7月

提案内容確認

区民投票を行う
提案の選定、公表



8月～
9月上旬

区民投票

インターネット投票
及び区施設での投票



9月中旬
～12月

審査・予算編成

投票結果を踏まえ
提案を予算案に反映



令和8年
2～3月

予算案審議

区議会で予算案審議
議決を経て事業化



インターネットによる応募

- ① 豊島区ホームページの関連サイト（右の二次元コード）にアクセス
- ② 応募フォームに必要事項・提案内容を入力し、送信



郵送による応募

- ① 応募様式(区ホームページからダウンロード、または区民事務所・区民ひろば・図書館等区施設で配付)に記入
- ② 下記応募先へ郵送

【応募先】〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
豊島区政策経営部企画課政策経営グループ
Tel:03-4566-2519